

新型コロナ関連②

こんな時だから・・・

特別定額給付金の申請はお済みですか？ 申請期限は8月20日

お忘れなく！

1 申請期限 令和2年8月20日(木)

※郵送申請の受け付け開始日を早めたため、変更しましたのでご注意ください。

2 給付要件

- ①令和2年4月27日時点において白老町の住民基本台帳に記録されていた方
- ②給付金を請求できる方は、その方の属する世帯の世帯主
- ③世帯構成員1人につき10万円

3 申請方法

- ①オンライン申請（マイナンバーカードやインターネット環境などが必要）
- ②郵送申請（5月19日以降、各世帯主宛てに郵送しています）

4 給付金の振り込み

申請書を受領後、おおむね5日から10日前後を予定

※郵送申請書が届いていない方は、大変お手数ですが下記まで連絡してください。

問い合わせ先：新型コロナウイルス対策室（総務課内） ☎82-8783

(国保・後期) 新型コロナウイルスによる保険税(料)減免と傷病手当金

町の国民健康保険、後期高齢者医療保険に加入している方が、新型コロナウイルスの影響により下記の要件を満たすと、保険税(料)減免や傷病手当金の対象になります。

自身が対象となるのか、申請に必要な書類などの詳細は問い合わせしてください。

保険税(料)の減免

対象者 以下のいずれかに該当する方

- ① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯の方⇒**保険税(料)を全額減免**
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方⇒**保険税(料)の一部を減免**

対象 納期限が下記の期間内である保険税(料)
令和元年度分(令和2年2月1日～3月31日)
令和2年度分(令和2年4月1日～3年3月31日)

傷病手当金

対象者

被用者(他者に雇われている人)のうち、新型コロナウイルスに感染した方、または発熱などの症状があり感染が疑われる方

支給期間

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した後、4日目以降の労務に服することができない期間

対象期間

令和2年1月1日～9月30日

問い合わせ先：町民課 国保・年金グループ／後期高齢・医療給付グループ ☎82-2325